

# 抗議 声 明

## 「JR浦和電車区事件」最高裁判所の上告棄却決定を弾劾する！ 美世志会とともに最後の最後まで断固闘う！

2012年2月6日、最高裁判所第三小法廷(裁判長裁判官 岡部喜代子)は、「JR浦和電車区事件」の美世志会7名からの上告申立てに対して上告棄却を決定した。

私たちは、満腔の怒りを持ってこの反動判決を弾劾する。

棄却理由は、「行為が所論のように社会的に相当なものとはいえない」「法令違反、事実誤認の主張」という主旨である。私たちJR東海労働組合名古屋地方本部は、この決定を下した最高裁判所第三小法廷(裁判長裁判官 岡部喜代子)を、決して許すことはできない。まさに労働組合への団結権の侵害である。

そもそも「JR浦和電車区事件」は、2002年11月1日の不当逮捕から始まった。不当にも逮捕された7名の仲間は、344日留置・勾留された。国家権力と検察は、当たり前の職場活動を暴力団まがいの「強要罪」にデッチあげてJR東労組を破壊しようと目論んだ。それに追随し、2007年7月17日の東京地方裁判所、2009年6月5日の東京高等裁判所は、不当判決・不当控訴棄却を下した。これに対し、私たちは、2009年6月5日に最高裁判所への上告を行い、223回にもおよぶ要請行動をおこなってきた。しかし、最高裁判所第三小法廷は、要請行動を足蹴にした。私たちは、反動化された裁判所での闘いを10年余りにわたり、JR総連に結集する全国の仲間と、この闘いを通じて築き上げた全国の闘う仲間とともに闘ってきた。

私たちは、今回の最高裁判所の控訴棄却決定で闘いの矛を収めるものではない。ましてや、不当棄却決定に下を向くものでもない。今回の決定は、国家権力に与する司法の反動化と国策弾圧ゆえに必然なのである。「JR浦和電車区事件」への真の狙いは、私たちが新自由主義に抗し、戦争反対を掲げ仲間を広げつつあることに対する弾圧である。反動化した司法は、さらに反動を強めている。2010年7月7日の「蒲郡駅事件」では、推認・推論のみで不当判決が下された。

美世志会とご家族の怒り・悔しさを思うといたたまれない。私たち名古屋地方本部は、この怒り・悔しさを共有する。全国の闘う仲間とともに怒り・悔しさを共有する。この間、弾圧で不当にも懲戒解雇となった京力さん、石川さん、加藤さん、美世志会の仲間、えん罪で苦しむ全国の人々の怒り・悔しさを我がものとして、あらゆる弾圧と組織破壊攻撃を跳ね返し闘い続ける。歪んだ社会をまともな社会に変えるために断固闘い続ける！

2012年2月7日  
JR東海労働組合  
名古屋地方本部